

はまだお魚市場
イベントテント等運用基準

令和5年4月

1 目的

浜田漁港周辺エリアの活性化を図るため、はまだお魚市場敷地内イベントテント等を貸し出すことで、当該エリア周辺の賑わいを創出することを目的とします。

2 イベントテント等の概要について

(1) 概要

- ・名 称 はまだお魚市場敷地内イベントテント等
- ・所 在 地 浜田市原井町3050-46
- ・イベントテント等所有者 浜田市（以下「所有者」という）
- ・はまだお魚市場管理者 ㈱第一ビルサービス（以下「指定管理者」という）

(2) 利用できる区域について

- ・利用できる区域は、別表1のとおりです。
- ・利用禁止区域（灰色）は、はまだお魚市場の運営に使用しているため、利用を認めません。
- ・他管理区域（赤色）の利用をされたい方は、別途、浜田市水産振興課へお問い合わせください。

(3) 貸出資器材

- | | |
|--------------------------|-----|
| ・イベントテント（冬季以外常設） | 1式 |
| ・イベントステージ（冬季以外常設） | 1式 |
| ・折りたたみイス（W490×H750×D470） | 50脚 |
| ・ラウンドテーブル（Φ900×H725） | 8台 |

3 イベントテント等の利用について

(1) 利用可能日

- ・山陰浜田港公設市場（ここマーケット）営業日のみ利用できます。
- ・毎週火曜日が定休日ですが、都合により変更する場合があります。
- ・連続で利用できる期間は、3日を上限とします。

(2) 利用可能時間

- ・午前9時から午後5時まで
- ・上記時間には、準備及び片付けの時間を含みます。

(3) その他

- ・イベントテント及びイベントステージは、冬季(12～3月頃)及び荒天時以外は常設しています。利用者都合で移設撤去が必要な場合は利用者において移設撤去・再設置費用を負担してください。
- ・イベントテント及びイベントステージは、冬季(12～3月頃)及び荒天時は撤去します。

(4) 利用料金

- ・利用料は、別紙2のとおりです。
- ・イベントステージ、折りたたみイス、ラウンドテーブルの利用料はイベントテントの利用料に含まれます。

(5) 利用料金の減免

- ・山陰浜田港公設市場条例施行規則第9条第1項第1号の規定により、市が主催し、又は共催して利用するとき若しくは、利用料金の全額を免除する。
- ・山陰浜田港公設市場条例施行規則第9条第1項第2号の規定により、指定管理者が主催して利用するときは、利用料金の全額を免除する。

4 利用できないイベント

- ・公の秩序を乱す、または善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- ・イベントテント等や周辺施設の設備、備品などを破損、汚損、滅失又は紛失するおそれがあるとき。
- ・過度な音量、振動、煙霧、流水、光量、飛散物の発生など、周囲に迷惑や不快感を及ぼすおそれがあるとき。
- ・爆発性、放射性のある危険物、劇薬物などを持ち込み、あるいは使用するとき。
- ・人種、民族、身分、地位、地域、職業、アジェンダ、病気、障害などを差別するものや、プライバシーの侵害、セクシュアルハラスメントなどの人権侵害のおそれがあるとき。
- ・他者の名誉を棄損、誹謗、中傷するおそれがあるとき。
- ・詐欺的なもの、悪徳・不良商法と見なされるとき。
- ・非科学的、迷信に類するもので、市民等に惑いや不安を与えるおそれがあるとき。
- ・投機、射幸心などを著しく煽るおそれがあるとき。
- ・未就学児や青少年の健全な育成を妨げるおそれがあるとき。
- ・人の生死に関わる祭礼儀式とみなされるとき。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。
- ・暴力や犯罪を肯定、助長、示唆し、社会的秩序を乱すおそれがあるとき。
- ・特定の思想団体、宗教、宗派などを擁護し、中立の立場でないと判断されるとき。
- ・各業界内での公正競争や運用基準などに違反しているとき。
- ・関係諸官庁、諸機関から中止や排除命令が出たとき。
- ・司法機関において係争中の事案に係るとき。
- ・キャッチセールスなど強引な勧誘行為があるとき。
- ・その他管理上支障があると認める利用をするとき。

5 利用までの流れ

(1)利用申し込み

- ・Web上の申込フォームから申し込みください。
- ・申込後、5営業日以内に利用許可（不許可）を通知します。
- ・申込は利用日の3か月前からできます。
- ・公共的団体及び指定管理者が主催、共催するときは、この限りではありません。
- ・申込後、保健所等関係機関に提出した届出、申請書等がある場合は、利用日3営業日前までに浜田市水産振興課まで提出してください。

(2)利用当日

- ・申込の内容に沿って利用してください。
- ・利用前にお魚市場商業棟1階事務室を訪問し、禁止事項等の説明を受けてください。
- ・貸出資器材の利用を申込されている場合は、禁止事項説明後、倉庫鍵を受領してください。

(3)片付け

- ・利用終了後は貸出資器材及び持込資器材の片付けを行い、残置物が残らないようにしてください。
- ・利用終了後は清掃を行い、ゴミ類は全て持ち帰ってください。
- ・参加者や来場者が放置したゴミなども、責任をもって片付けてください。
- ・片付けたゴミを、はまだお魚市場のゴミ箱等に捨てることは認めません。

(4)利用終了報告

- ・片付け後、お魚市場商業棟1階事務所へ利用終了報告をしてください。
- ・貸出資器材を利用された場合は、倉庫鍵を返却してください。
- ・現地立会により、終了確認とします。

(5)精算

- ・確認後、お魚市場商業棟ここマーケットにて利用料金をお支払い下さい。

6 利用条件

- ・利用申込書により申し込んだ内容以外の目的にイベントテント等を利用することは、認めません。
- ・利用者が指定管理者より受けた利用の権利を譲渡し、若しくは転貸することを認めません。
- ・貸出資器材の設置及び片付けは、利用者自ら行ってください。
- ・利用者都合による貸出資器材の移設等に費用を要する場合、その費用は利用者で負担してください。
- ・利用者は、資器材等を汚損、損傷、滅失、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に報告し、その損害を賠償しなければなりません。

- ・資器材等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとします。
- ・利用者は、イベントテント等の利用を終了したとき、又は利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した貸出資器材等を原状に回復して返還及び持込資器材の撤去をしなければなりません。
- ・イベント実施に伴い必要な関係機関への届出、許可申請等は利用者の責任において行ってください。
(例：飲食物の提供⇒保健所、酒類の提供⇒税務署、火器の取扱⇒消防署)

7 禁止事項

- ・イベントテント内において、直火や焚火、ガスコンロなど炎が上がる調理器具の使用は認めません。ただし、ホットプレートなどの電熱調理器や炭火（熾火に限る、かつ、炎や火の粉が上がらないよう十分留意すること）は除きます。

8 利用の中止

イベント利用の許可後、次のいずれかに該当する場合は、利用許可の取消やイベントの中止を命じる場合があります。

また、今後の利用を認めない場合があります。

- (1) 利用者が申込内容と異なる目的にイベントテント等を利用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載や不備があったとき。
- (3) 利用できないイベント内容であることが判明したとき。
- (4) 利用者がこの運用基準に違反したとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、管理上特に必要と認められるとき。

9 免責

- ・天災地変などの不可抗力によってイベントを実施できなくなった場合の損害について、指定管理者はその責任を負いません。
- ・イベント利用に伴う物品の紛失や盗難等が生じた場合における損害について、指定管理者はその責任を負いません。
- ・他の利用団体の不適切な利用により資器材等が損傷し、イベントの開催に支障が生じたり、開催できなくなった場合の損害について、指定管理者はその責任を負いません。
- ・利用許可の取消や中止を命じた場合の損害について、指定管理者はその責任を負いません。

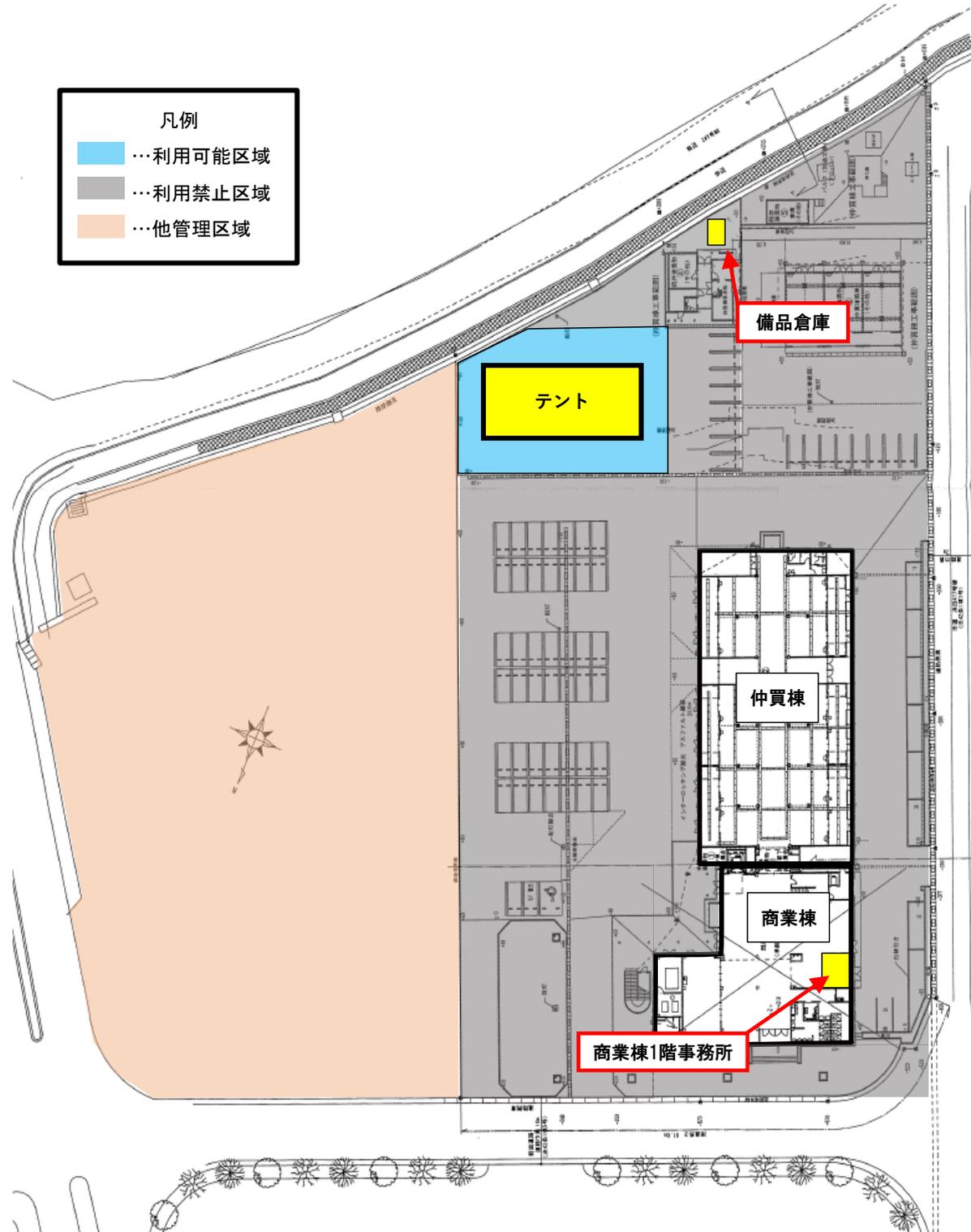
10 その他

この運用基準に定めのない事項については、所有者、指定管理者、利用者が協議のうえ、対応を決定します。

附 則

令和5年3月31日 施行

別紙1 (運用基準2.(2)関係)



別紙2（運用基準3.(4)関係）

貸出資器材の名称	利用料金（日額）
イベントテント(4～11月常設)	2,000円
イベントステージ(4～11月常設)	不要
折りたたみイス	不要
ラウンドテーブル	不要

※上記のほか、水道及び電気を使用する場合は、その実費として500円（日額）を支払うものとする。

利用までの流れ

1 利用予定日を決める



2 申込フォームから利用予約をする

- ・予約は利用日の3ヵ月前からできます



3 (保健所等への届出、提出書類等の写しを提出する)

※該当する場合

- ・飲食物の提供⇒保健所、酒類の提供⇒税務署、火器の取り扱い⇒消防署



4 利用当日

- ・申込の内容に沿って利用してください
- ・利用前にはまだお魚市場商業棟1階事務所を訪問し、禁止事項等の説明を受けてください
- ・貸出資器材の利用を申込されている場合は、禁止事項説明後、倉庫鍵を受領してください



5 片付け

- ・利用終了後は貸出資器材及び持込資器材の片付けを行い、残置物が残らないようにしてください
- ・利用終了後は清掃を行い、ゴミ類は全て持ち帰ってください
- ・参加者や来場者が放置したゴミなども、責任をもって片付けてください
- ・片付けたゴミを、はまだお魚市場のゴミ箱等に捨てることは認めません



6 利用終了報告

- ・片付け後、はまだお魚市場商業棟1階事務所へ利用終了報告をしてください
- ・貸出資器材を利用された場合は、倉庫鍵を返却してください
- ・確認方法は、現地立会によるり、終了確認とします



7 精算

- ・確認後、はまだお魚市場商業棟ここマーケットにて、利用料金をお支払い下さい

《連絡先》

浜田市水産振興課 (浜田市役所本庁舎4階)
住所 : 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
mail : suisan@city.hamada.lg.jp
Tel : 0855-25-9520 Fax : 0855-23-3701